

○厚生労働省告示第三百八十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年十二月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、</p> <p>、 ら 1067      る 1147 1103 1069      高度管 1156 まで、 1072      理医 1156 から 1107 1079      療機 1158 まで、 1116 1083      器 1160 1118 1086      1162 1121 から      1163 1122 1090      1172 1126 まで、      から 1128 1093      1174 1129 から      まで、 1131 まで、      1178 1135 1098      及び 1139 、      1180 1143 1099      に 1143 、      掲げ 1145 1101 1066      1145 か 、</p>		
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、</p> <p>、 ら 1067      理医 1147 1103 1069      療機 1156 まで、 1072      器 から 1107 1079      1158 まで、 1116 1083      1160 1118 1086      1162 1121 から      1163 1122 1090      及び 1126 まで、      1172 1128 1093      から 1129 から      1174 1131 まで、      まで、 1135 1098      に 1139 、      掲げる高度管 1143 1099      1145 1101 1066      1145 か 、</p>	改 正 前	